

平成 30 年 2 月 21 日
(2018 年)

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせいたします。

記

1 対象事業者

- (1) 事業者名 ケア北摂 株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 清水 秀人
- (3) 所在地 吹田市内本町三丁目 26 番 32 号

2 対象事業所

- (1) 事業所名 たいようの里
- (2) 所在地 吹田市内本町3丁目26番32号
- (3) 事業種別 就労継続支援A型、就労継続支援B型
- (4) 事業所番号 2711601282
- (5) 指定(更新)年月日 平成 28 年 11 月 1 日

3 指定の取消年月日

平成 30 年 (2018 年) 2 月 16 日

4 指定の取消理由

法第 50 条第 1 項の該当内容

【就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- (1) 法第 50 条第 1 項第 2 号 (法第 42 条第 3 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の責務に違反)

指定障害福祉サービス事業者は、障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないが、以下について違反した。

ア 法第 46 条第 2 項に違反

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を届け出なければならないが、本市が現地確認を実施した平成 29 年 9 月 4 日以降の期間継続して、当該届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とした。

(2) 法第 50 条第 1 項第 3 号（人員配置基準について違反）

本市が現地確認を実施した平成 29 年 9 月 4 日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）に基づく人員に関する基準を満たしていなかった。

【平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 107 号に違反】

(3) 法第 50 条第 1 項第 4 号（適正な事業の運営に違反）

本市が現地確認を実施した平成 29 年 9 月 4 日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、大阪府条例に基づく設備に関する基準及び運営に関する基準を満たしていなかった。【平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 107 号に違反】

(4) 法第 50 条第 1 項第 10 号（障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為）

本市が現地確認を実施した平成 29 年 9 月 4 日以降の期間継続して、廃止又は休止の届出を行わずに指定障害福祉サービスの事業を閉鎖状態とし、引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなかった。

（お問合わせ先）

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6155-8743（直通）

ファックス：06-6317-5356